

西宮市住宅耐震改修促進事業実施要綱

平成 21 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、西宮市内に存する住宅(国、地方公共団体その他関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。)の所有者に対し、その耐震改修工事等の経費の一部を補助することにより、住宅の耐震改修の促進を図り、もって安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進することを目的とする。

(総則)

第 1 条の 2 本事業を実施する者に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・建設省令第 9 号)、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、国が定める社会資本整備総合交付金要綱、兵庫県が定める兵庫県まちづくり部補助金交付要綱及び兵庫県市町振興支援交付金交付要綱その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助区分)

第 2 条 補助区分は、耐震改修計画策定費補助、耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助及び除却工事費補助とする。

(補助金額、補助の対象者等)

第 3 条 補助の対象者、補助の対象住宅及び補助金の額等は、補助区分に応じ、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に、補助金交付申請書(第 1 号様式)に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付申請の取り下げ)

第4条の2 前条の規定により補助金の交付申請を行った者（以下、「申請者」という。）は、当該補助事業の計画をやめる等の理由により、同申請を取り下げるときは、第5条第1項の通知を受けるまでに、補助申請取り下げ届（第1号の2様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めたときは、予算の定める範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（補助事業の着手の届出）

第6条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（補助事業廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を取り止めたときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定額の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が発生し、第5条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（第4号様式）に市長が別に定める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条第1項の規定に準じ決定をおこないその旨を補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより、報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第7号様式）に市長が別に定める書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は会計年度の1月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該日が市役所の閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日とする。

（是正命令）

- 第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定にしたがって実績報告をしなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第12条 市長は、補助事業の完了に係る第10条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の定める範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が第5条第1項の規定により通知された交付決定額（第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額。以下同じ。）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

（補助金の請求）

- 第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条第1項の規定による補助金の額の確定後、補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第 5 条に定める交付決定の通知が行われる前に事業に着手したとき、又は補助事業実績報告書が第 10 条に定める期日までに、補助事業者から提出されないとき
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は前号以外にこの要綱若しくは関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、決定の日の翌日から起算して 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 12 条第 1 項の規定により補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、額の確定の日の翌日から起算して 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前 2 項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 16 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金(10 円未満は切捨て)を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息(10 円未満は切捨て)を市に納付しなければならない。

(台帳の整備)

第 17 条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅耐震改修補助金台帳を整備するものとする。

(補助金額の控除)

第 18 条 過去に補助金を受けた場合は、当該補助金額を控除するものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。